分配金のお知らせ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当期決算日：2017年4月10日

# アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース

【投信協会商品分類】 追加型投信/海外/債券
【設定日】 2011年10月7日　　【決算日】 原則、毎月10日

## 第66期 決算速報

平素は「アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース」に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2017年4月10日、第66期決算を迎えました。
今期の分配金は基準価額水準、市場動向等を総合的に勘案し、以下のとおり決定致しましたので、ご報告申し上げます。

今後とも信託財産の成長を目指して運用を行って参りますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 当期決算概要

| 当期末基準価額（1万口当たり、分配金落ち後） | 当期分配金（1万口当たり、税引前） | 前期分配金（1万口当たり、税引前） | 設定来分配金累計（1万口当たり、税引前） |
|---|---|---|---|
| 11,007円 | 50円 | 50円 | 7,640円 |

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

### 基準価額の推移

2011/10/07～2017/04/10

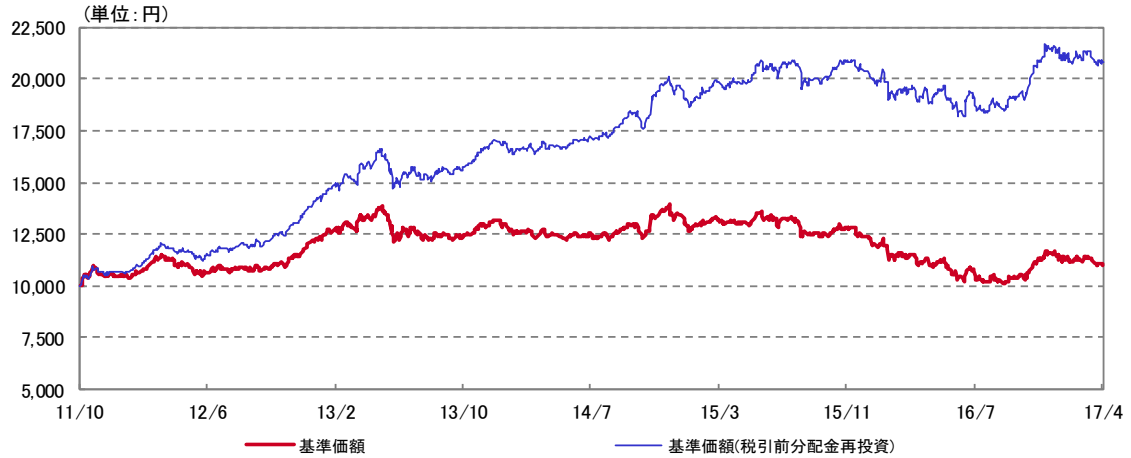


### 分配実績（直近3年分/ 1万口当たり、税引前）

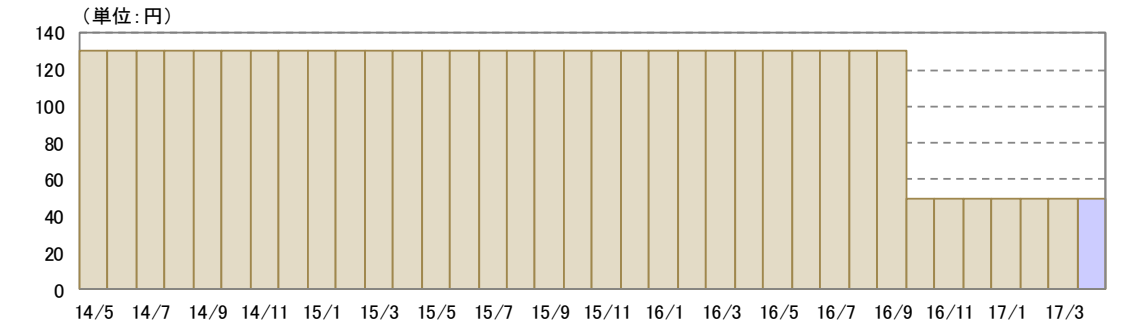


※ 基準価額（税引前分配金再投資）は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものとして計算しております（以下同じ）。
※ 基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）の計算において信託報酬（後掲「ファンドの費用」参照）は控除されております（以下同じ）。
※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）のグラフが重なって表示される場合があります。

上記の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

# アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース

## ファンドの特色

1　主として日本を除くアジア（オセアニアを含む）のハイ・イールド債券（米ドル建て等）を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

■　ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・　「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス５）」および「マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。

・　原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス５）」への投資比率を高位に保ちます。

・　「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス５）」の運用は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが行います。

2　主要投資対象とする投資信託証券の組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3　原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います。

■　分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

## 投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

◆　クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用はありません。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

# アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース

## 投資信託の収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

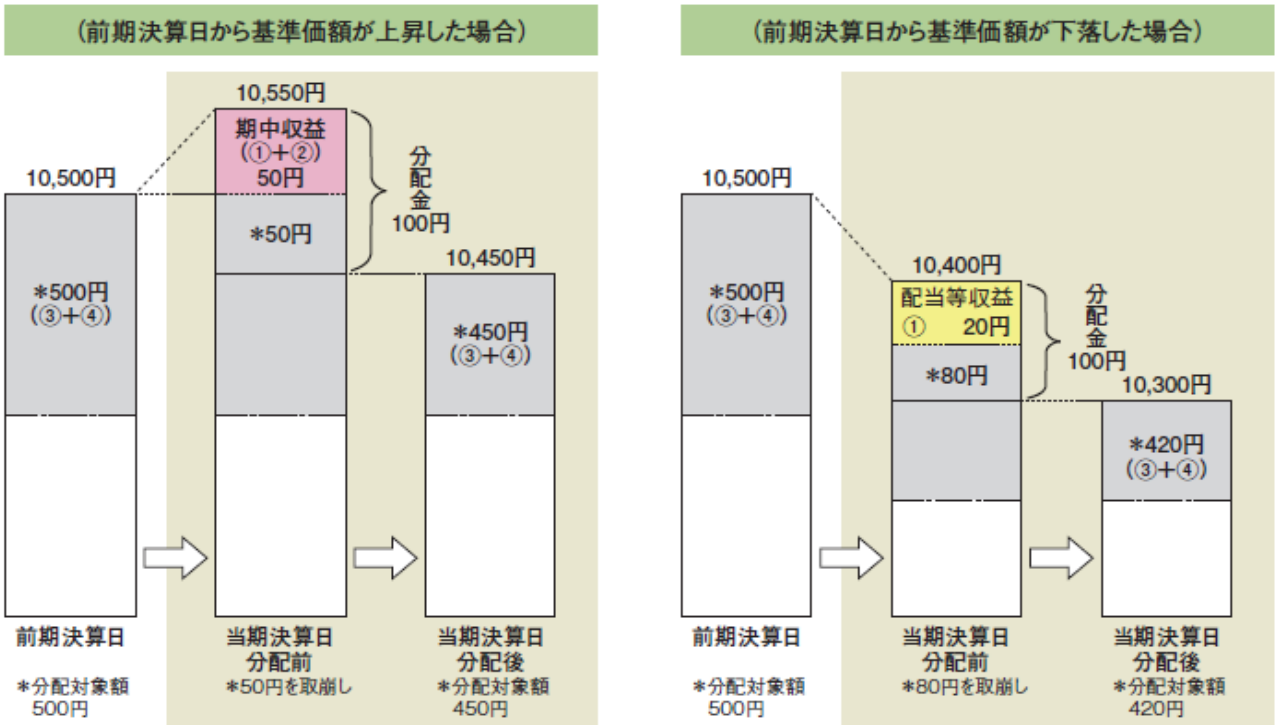


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

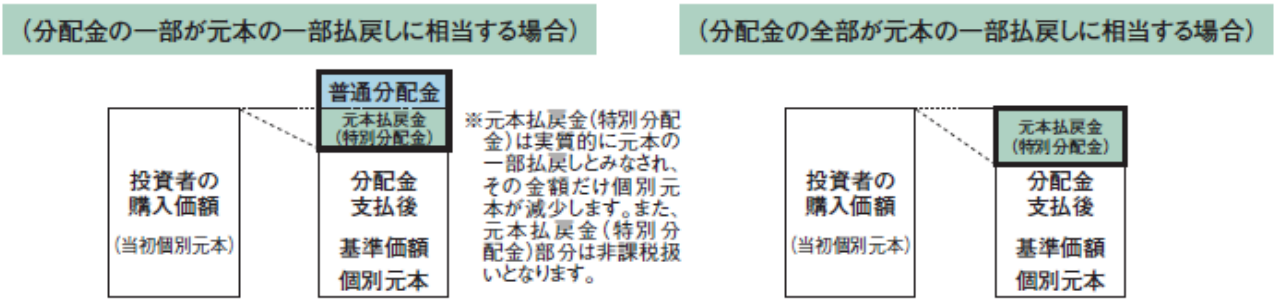


普　通　分　配　金:個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。

# アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>※　詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位<br>※　詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額 |
| 換金代金 | 換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。<br>換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。<br>※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。 |
| 申込不可日 | シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後３時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。） |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。 |
| 購入・換金<br>申込受付の中止<br>及び取消し | 委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 |
| 信託期間 | 平成33年8月10日まで（設定日　平成23年10月7日）<br>※　委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。 |
| 繰上償還 | 主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。 |
| 決算日 | 原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>※　分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 原則、毎年２月、８月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

# アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース

## ファンドの費用

| | | |
|---|---|---|
| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
| 購入時手数料 | 購入価額に3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。<br>※　詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 | 販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価 |
| 信託財産留保額 | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。 | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| 運用管理費用（信託報酬） | 当ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.9936%（税抜0.92%）を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 | 運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |
| | 委託会社　年率0.35%（税抜） | ファンドの運用の対価 |
| | 販売会社　年率0.54%（税抜） | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| | 受託会社　年率0.03%（税抜） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 投資対象とする投資信託証券の信託報酬等 | 年率0.77%<br>※　年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。<br>※　上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。 | 投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等 |
| 実質的な運用管理費用（信託報酬） | 当ファンドの純資産総額に対して概ね1.7636%（税込・年率）程度となります。<br>※　当ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率0.9936%（税抜0.92%）に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等（年率0.77%）を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。 | |
| その他の費用・手数料 | 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。<br>● 監査費用<br>ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00216%（税抜0.0020%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。<br>● その他の費用※<br>売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等<br>※　「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 | ・監査費用：<br>監査法人に支払うファンド監査にかかる費用<br>・売買委託手数料：<br>有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料<br>・保管費用：<br>有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 |

※　当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時<br>及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※　少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※　法人の場合は上記とは異なります。

※　税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

| 販売会社名 | 区分 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融<br>商品取引業協会 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | | ○ | | |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | | ○ | | |
| 立花証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号 | ○ | | ○ | | |
| 第四証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | | |
| 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号 | ○ | | ○ | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 髙木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | | |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | | | |
| 株式会社みずほ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | ○ | |
| みずほ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第34号 | ○ | ○ | ○ | | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | | |

＜備考欄の表示について＞

※１　記載の日付より新規お取扱いを開始します。

※２　記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。

※３　新規のお取扱いを行っておりません。

＜ご留意事項＞

・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。

・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。

・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

## ●委託会社・その他の関係法人

| | |
|---|---|
| 委託会社 | ファンドの運用の指図を行います。<br>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号）<br>加入協会　一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会<br>ホームページ　：　http://www.sjnk-am.co.jp/<br>電話番号　　：　0120-69-5432　●クライアントサービス第二部 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管及び管理を行います。<br>株式会社りそな銀行<br>（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |
| 販売会社 | 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。 |

**当資料のご利用にあたっての注意事項**

◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。

◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。

◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。